

高次脳機能障害に対する支援について

1 国・都の動向

(1) 国の動向

脳血管障害や脳外傷などによって現れる高次脳機能障害は、見えにくい障害として身体障害と精神障害との狭間に置かれ、行政施策による支援の行き届かない状態が長く続いていた。しかし、平成 13 年度に国が「高次脳機能障害支援モデル事業」を開始したのち、平成 18 年度の障害者自立支援法（現・障害者総合支援法（略称））の施行とともに、各都道府県に「高次脳機能障害支援拠点機関」が設置されるなど、徐々に制度的な体制整備が行われるに至った。

高次脳機能障害における障害特性の啓発や相談支援機能は引き続き課題となっていたが、令和 6 年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討において高次脳機能障害者の支援に対する評価が議論され、令和 6 年度報酬改定にて高次脳機能障害に関する支援体制加算が新設された。これにより高次脳機能障害者の支援を促進する制度設計は更に図られたところであるが、一方でその障害特性や理解が進んでいない現状から、国等の責務を明らかにし、対象者の自立及び社会参加を支援するため、令和 8 年 4 月から高次脳機能障害者支援法（以下「法」という。）が施行された。

法では主に、国の責務として高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を総合的に策定・実施すること、そのために必要な法制上、財政上の措置を講ずることが定められており、地方公共団体も国と連携して高次脳機能障害者に対する支援を行うこととされている。

また失語症者に対する支援として、平成 28 年度以降、失語症者向け意思疎通支援事業の段階的な法的基盤整備、全国標準の制度設計を推進している。平成 28 年度地域生活支援事業の要綱改正により、既存の意思疎通支援事業の対象者に「失語症」等が明記され、意思疎通を図ることに支障がある障害者等のすべてが対象であることを明示したものとなった。平成 31 年 3 月には、地域生活支援事業の要綱改正により、都道府県必須事業である「専門性の高い意思疎通支援者の派遣事業」に、失語症者向け意思疎通支援者を派遣する旨が明記された。失語症により意思疎通が困難な方に対し、外出同行、交通機関の利用援助、話し合いの場などでのコミュニケーションを支援するため、「支援者の派遣」と「支援者の養成」の 2 つを柱として、都道府県や区市町村が主体となり事業を実施するための体制整備が進められている。

(2) 都の動向

法において、高次脳機能障害者支援センターについて規定されたところであり、都道府県または都道府県が指定する者が運営するとされ、高次脳機能障害者等に対しての専門相談や情報提供、専門的な支援を行うこと、関係機関、民間団体等に対しての高次脳機能障害の研修等の実施や連絡調整を行うことなどが定められている。

東京都では、東京都心身障害者福祉センターが高次脳機能障害者支援拠点機関として

高次脳機能障害支援普及事業を実施しており、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援や支援ネットワークの構築（高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会）、普及啓発を行っている。

また、東京都心身障害者福祉センターの事業として、地域の支援機関からの依頼を受け、高次脳機能障害者向けに社会生活評価プログラム、就労準備支援プログラムを実施している。

さらに、第8期障害福祉計画策定のための「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（厚生労働省・こども家庭庁告示）において、新たに、都道府県の活動指標として高次脳機能障害者に対する支援の項目が盛り込まれた。

【基本指針抜粋】

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援 【新規】

（都道府県）

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 【新規】
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 【新規】

都における失語症者向けの支援は、国の要綱改正に合わせて段階的に事業が拡大されている。平成30年度に養成研修事業として、失語症者向け意思疎通者養成事業が開始され、養成された支援者が実際に活動する場として、「失語症者向け意思疎通支援モデル事業」が開始された。このモデル事業では、失語症当事者と意思疎通支援者が集まる「会話サロン」を設置し、都が養成した支援者による会話支援及び失語症当事者の個別のニーズ把握、支援者との関係構築、個別の外出同行支援への結びつけが実施された。令和6年度から東京都失語症者向け意思疎通支援派遣促進事業として、モデル事業の成果を引継ぎ、東京都全域で安定的に支援を提供し、実施する区市町村を増やしていく普及・促進が進められている。

2 区の現状・課題

高次脳機能障害は外見から障害が分かりにくく、本人・家族・周囲から障害や生きづらさが認識されにくい。区では中野区地域包括ケアシステム推進プラン（2016年度～2025年度）において、すこやか福祉センターは、課題が明確になっていないケースや様々な課題を抱えるケース等いわゆる困難事例について、課題を整理し他の関係機関につなぐ役割を果たしている。高次脳機能障害者についても関係各所と連携を図りながら本人や家族の支援につなげている。

区では、後述する障害者地域自立生活支援センター「つむぎ」において、専門相談その他の各種支援事業を行っている。

「つむぎ」においては、対象利用者を身体障害・知的障害・高次脳機能障害・発達障

害等の本人や家族としており、電話・窓口での相談、家族会の開催、高次脳機能障害専門相談等を実施している。

一方で、委託事業の履行場所を中野区社会福祉会館5階（障害者社会活動センター）としている中で、障害者地域自立生活支援センター事業実施にあたっては、専用の場所の確保などハード面での課題がある。

また、高次脳機能障害者やその家族が活用できる社会資源（高次脳機能障害者が通いやすい就労継続支援事業所その他の日中活動の場）が少なく、また、その存在が十分に認知されていないことが課題となっている。

【つむぎにおける高次脳機能障害者対応実績（令和7年度）】

利用件数（件）	706件
家族会参加者（延べ人数）	延べ71人
専門相談（件）	54件

失語症者に対する支援として、区は令和5年度から、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を開始し、後述の団体派遣、サロンの開催を開始し、令和6年度には個人派遣を開始するとともに、サロンの開催場所を1箇所から2箇所へ拡充した。

一方で、当事業の周知啓発は、近隣区の医療機関、区内すこやか福祉センター及び地域包括支援センター等への直接訪問での事業説明及びチラシ配布等により行っているが、サロン参加者や派遣の利用者は依然として限定的であり、潜在的なニーズを十分に把握できていない状態である。加えて、中野区の派遣事業における支援者は、東京都が主催する都の養成講習会修了者のうち中野区に登録した者であるが、その専門性の高さから、失語症当事者と十分なコミュニケーションを図るためには各支援者のスキル向上が必要である。

【失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 事業実績】

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	派遣回数 (回)	延派遣人数 (人)	実派遣人員 (人)	派遣回数 (回)	延派遣人数 (人)	実派遣人員 (人)	派遣回数 (回)	延派遣人数 (人)	実派遣人員 (人)
個人派遣	-	-	-	17	17	14	64	64	15
団体派遣	10	37	13	12	45		12	58	
失語症サロン	6	30		18	94		24	113	

3 現状の区における取組内容

○障害者地域自立生活支援センター「つむぎ」

障害者地域自立生活支援センター「つむぎ」の委託事業を中心に次のような取組を行っている。

（１）相談支援

- ・専門相談（当事者・家族対象）

- ・当センター内一般スタッフに対する助言、指導
- ・当事者のグループリハビリの運営（月1回程度）
- ・家族会への参加・支援
- ・毎週火曜日に「総合相談」日を設け、初回相談を集中して受ける体制を整備

（２）関係機関との連携と社会資源の開拓

- ・基幹型相談支援センターと連携し、家族会や当事者グループを支援
- ・中野区高次脳機能障害関係機関連絡会を開催（年1回）し、すこやか福祉センターや地域包括支援センター、医療機関、就労施設等との連携で支援ネットワークを構築

（３）広報・普及活動

- ・高次脳機能障害普及啓発セミナー開催（年1回）
- ・広報紙「テネーロ」を発行

○失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語症のある人に対しては、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業として下記の内容を実施している。

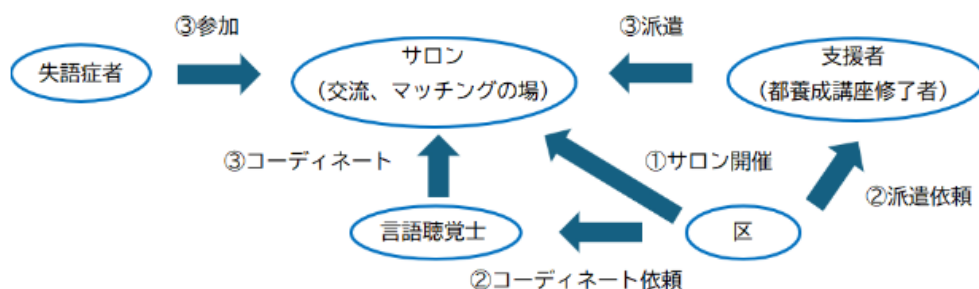
（１）団体派遣（令和5年度開始）

区内において失語症者が参加し、失語症者の自立した生活又は社会参加の支援を目的とする活動を実施している団体へ意思疎通支援者を派遣する。



（２）失語症サロン（令和5年度開始、令和6年度に2箇所目のサロンを開設）

失語症者と意思疎通支援者との交流やマッチングを目的としたサロンを、北部地域・南部地域の2か所で開催し、失語症者の日常生活上の外出時等において意思疎通支援者を派遣する事業（個人派遣）につなげている。



(3) 個人派遣（令和6年度開始）

区内に住所を有する失語症者で、上記の失語症サロンへの参加経験がある方へ個人の日常生活上の外出時等において、意思疎通支援者を派遣する。



○その他の取組

- ①障害者福祉会館では、障害者総合支援法に基づく自立訓練（機能訓練）において言語聴覚士を配置して、失語症のある人に対するリハビリテーションの機会の提供などの事業を行っている。

（参考）中野区障害者福祉会館におけるST訓練の実施・利用状況

- ・令和7年度は、火、水の週2（9時15分～16時）、非常勤1名
- ・令和8年度は、火（9時15分～16時）、非常勤1名

※令和8年度については、夏ごろに現在の非常勤が退職となるため、募集をかけ、体制を確保しようとしている段階。

- ・実施内容としては、高次脳、失語症の方の言語訓練。後遺症等で、言葉が出にくかったり、コミュニケーションがとりにくい方への支援。利用者対応は、10時から11時半と13時から15時。それ以外は準備や記録を行う。

- ②人材育成については、令和7年度に障害福祉サービス事業所向けの障害福祉人材育成研修事業にて、全10回のうち1回、高次脳機能障害を扱う研修を実施した。

4 今後の区の方針

○高次脳機能障害専門相談の実施

中野区障害者自立生活支援センター「つむぎ」において、引き続き高次脳機能障害の当事者やご家族への専門相談を実施する。

○支援ネットワークの拡充

中野区高次脳機能障害関係機関連絡会において関係機関のネットワーク構築を続けるとともに、区内や近隣区の医療機関に対して、中野区の専門相談窓口や、実施している事業の一層の周知に取り組む。

○社会資源の開発

現在、一部の区内就労継続支援事業所において、高次脳機能障害者への就労支援を行っているところではあるが、支援の拡充のため、事業所における課題を把握・分析し、区内の他の事業所に対して情報提供を広げること等によって、受け入れの促進を図る。

○区民や事業者等への啓発、支援者の人材育成

高次脳機能障害者の障害の特性や支援のあり方について、区民や事業者等を対象とした啓発事業を実施する。

○失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の推進

障害者があらゆる分野の活動に参加できる環境をつくるため、必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通を図ることが重要であることから、障害者の社会参画や生活の質向上を図るための主な事業の一つとして、現行の失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を推進していく。

5 ご審議いただきたい事項

○区は、住民に最も近い基礎自治体である中で、障害福祉サービスを受ける区民の広範な支援を行っている。限られたリソースを活用し高次脳機能障害者への支援を行うため、どのような機関とどのような連携を図っていけばよいかご審議いただきたい。

○東京都における取組（高次脳機能障害者支援センターの設置など）が今後定まって行くと考えられるが、都の取組を踏まえて、区としてどのような連携や取組が必要になっていくかご審議いただきたい。

○国及び都の動向や中野区のこれまでの取組及び現状・課題から、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を始めとする失語症者向けの支援をさらに充実させるためには、どのような取組が効果的と考えられるのか、失語症者の実態やニーズを踏まえご審議いただきたい。